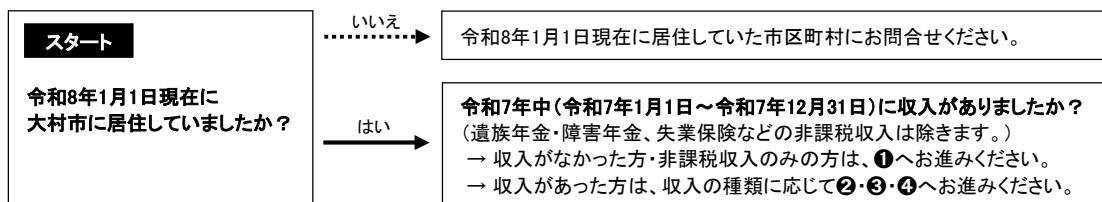
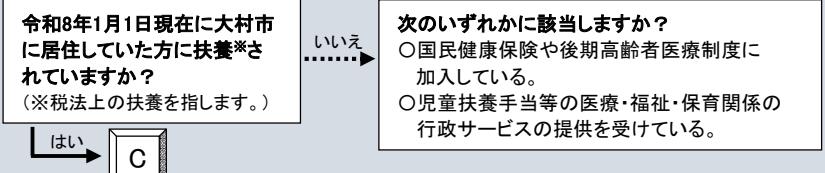


## あなたは申告が必要？

※このフローチャートは、お示しできる範囲で一般的な例を示しています。ご自身の状況によっては、当てはまらない場合もありますので、ご不明な点がある場合は、お問合せください。  
※所得税および市民税・県民税が非課税の方は、医療費控除などの所得控除の申告は必要ありません。

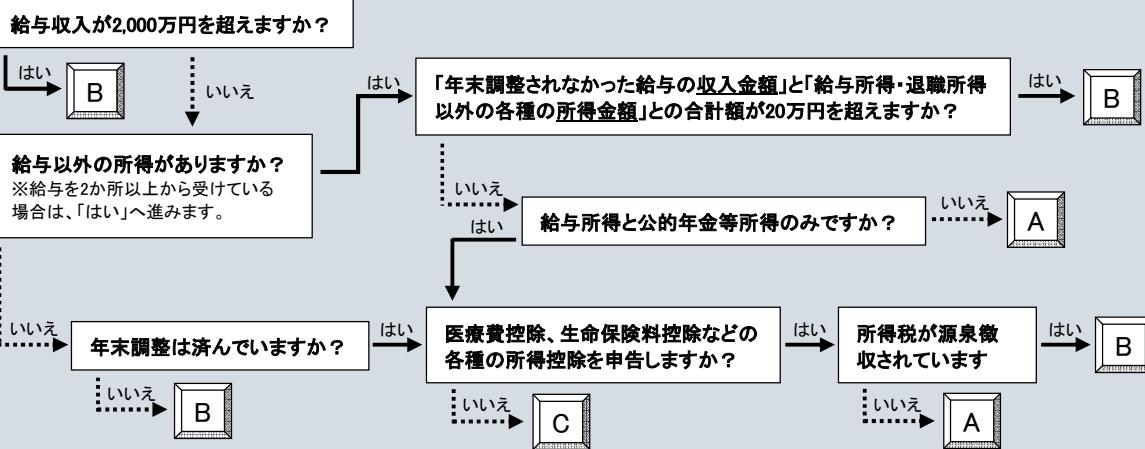


### ① 収入がなかった方・非課税収入のみの方

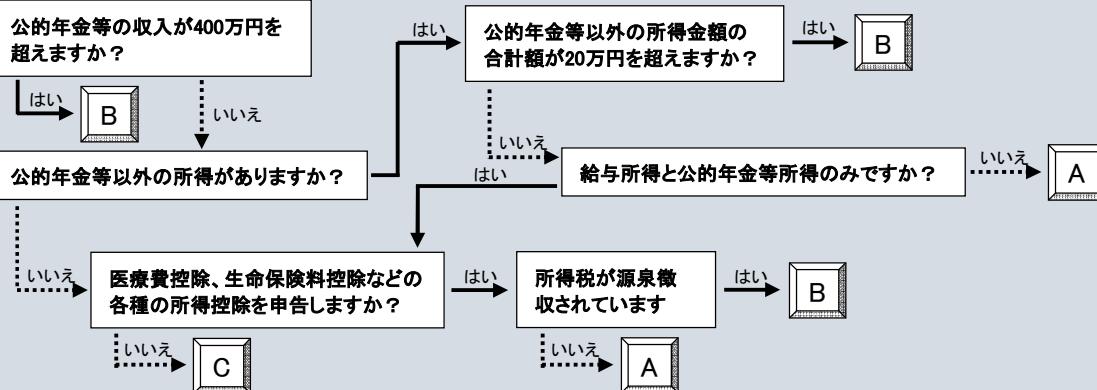


### ② 給与収入がある方

\*住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける方は、確定申告が必要です。



### ③ 公的年金等の収入がある方



### ④ 給与収入・公的年金等の収入以外の収入がある方

「所得の合計額」が「所得税の所得控除の合計額」を超えていますか？



**市民税・県民税申告が必要です。**

\*所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

**所得税の確定申告が必要です。**

\*納付すべき所得税および還付される所得税が発生しない場合は、確定申告が不要です。その場合、市民税・県民税申告が必要になることがあります。

**所得税の確定申告、市民税・県民税申告は不要です。**

\*収入がなかった方・非課税収入のみの方で、所得(課税)証明書が必要な方は、市民税・県民税の申告が必要です。